

**山口県地球温暖化対策実行計画
(第2次計画 改定版)
別冊**

促進区域の設定に関する基準

**2023(令和5)年3月
山口県**

第1章 基本的事項

1 基準策定の趣旨

2022(令和4)年4月に施行された地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」という。)の一部を改正する法律では、地方公共団体実行計画制度を拡充し、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入拡大を図るため、地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度が導入されました。

この制度において、市町村は、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、対象となる区域(以下「促進区域」という。)、促進区域において整備する施設の種類及び規模、施設の整備と併せて実施すべき事項(地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組)などを定めるよう努めることとされています。(地球温暖化対策推進法第21条第5項)

また、都道府県は、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保される事項など、市町村が促進区域を設定する場合の基準を定めることができるとされています。(地球温暖化対策推進法第21条第6項及び第7項)

これらを踏まえ、県内の市町が円滑に促進区域等を策定し、地域脱炭素化促進事業を進めることができるように、促進区域の設定に関する基準(以下「県基準」という。)を定めることとしました。

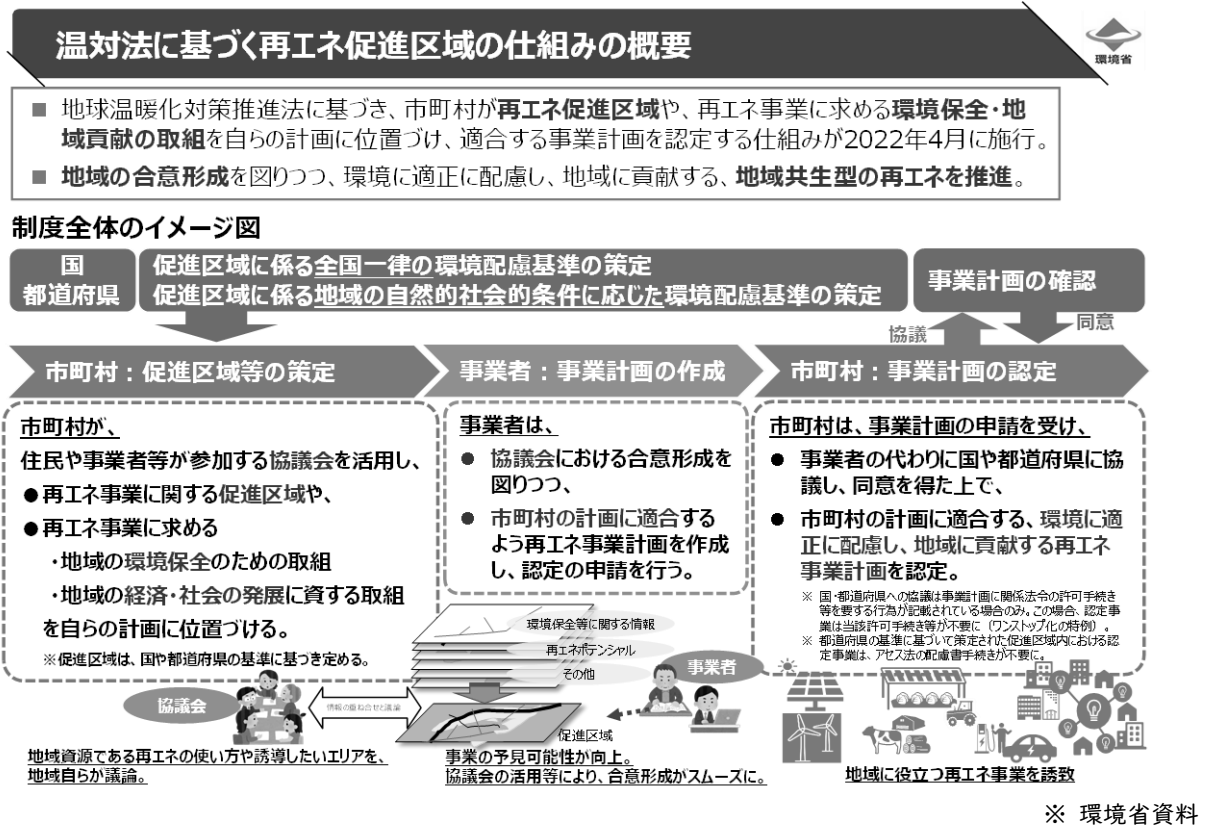


図 1-1 地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度の概要

2 県基準の位置づけ

県基準は、地球温暖化対策推進法第21条第6項及び第7項に基づき定める、促進区域の設定に関する基準として位置付けます。

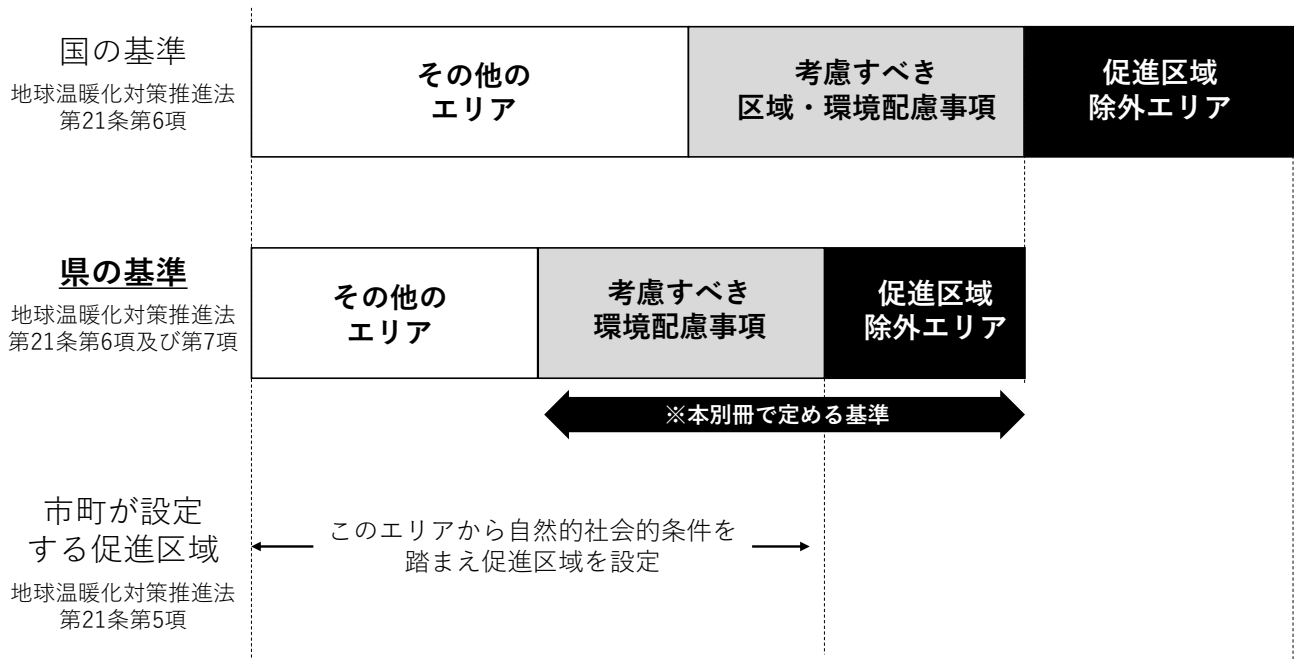


図 1-2 県基準の位置づけ

第2章 基準

1 県基準の基本的考え方

県基準は、再生可能エネルギーの導入に当たって望ましい立地や環境配慮の考え方について、個別事業計画の立案段階に先立ち、本県における再生可能エネルギー導入の政策方針として明確にするもの（いわゆる戦略的環境アセスメントの一種）として、以下の考え方にに基づき設定しました。

- ・ 計画段階から、工事、供用、事業終了後にわたり、地域住民等にとって安心・安全な再生可能エネルギーであることを基本とする。
- ・ 本県の健全で恵み豊かな環境の保全を図るとともに、脱炭素社会を創出する再生可能エネルギーを推進する。
- ・ 多彩で豊かな自然環境や、歴史的な建造物・まちなみ、培われてきた伝統文化など、本県の良い景観と調和するよう再生可能エネルギーの導入が図られるものとする。

2 対象となる地域脱炭素化促進施設及び県基準

(1) 太陽光発電

「ア 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」（表 2-1）及び「イ 促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項」（表 2-3）を県基準とする。

ただし、環境影響評価法施行令（平成 9 年政令第 346 号）別表第 1 の第 2 欄及び第 3 欄に掲げる要件に該当しないもので、以下で示すものは、県基準（表 2-1、2-3）の考慮を要しないものとし、国基準（表 2-2、表 2-4、表 2-5）を県基準とする。

- ・ 建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物であって、当該建築物の屋根、屋上又は壁面に太陽光パネルを設置するもの
- ・ 都市計画法第 9 条第 13 項に規定する工業専用地域内に設置するもの

ア 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

表 2-1 に掲げる区域については、促進区域に含めないこと。

表 2-1 促進区域に含めることが適切でないと思われる区域(県基準)

環境配慮事項	区 域	区域の設定根拠
・土地の安定性への影響	・砂防指定地	・砂防法
	・急傾斜地崩壊危険区域	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	・地すべり防止区域	・地すべり等防止法
	・山地災害危険地区	・林野庁長官通達
	・土砂災害危険箇所	・国土交通省通達
	・土砂災害特別警戒区域	・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
・動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 ・植物の重要な種及び重要な群落への影響 ・地域を特徴づける生態系への影響	・保安林	・森林法
	・ラムサール条約湿地	・ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)
	・県指定鳥獣保護区のうち特別保護地区	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	・保護水面	・水産資源保護法 ・山口県漁業調整規則
	・生息地等保護区※	・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	・生息地等保護区※	・山口県希少野生動植物種保護条例
	・自然環境保全地域※ ・緑地環境保全地域 ・自然記念物	・山口県自然環境保全条例
・主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立/国定公園の特別地域	・自然公園法
	・県立自然公園の特別地域	・山口県立自然公園条例
	・風致地区	・都市計画法
	・特別緑地保全地区	・都市計画法 ・都市緑地法
	・歴史的風致維持向上計画で定める重点区域	・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律
	・重要文化的景観の選定範囲	・文化財保護法
	・伝統的建造物群保存地区	・文化財保護法

※は、策定時点において、県内での指定なし

なお、地球温暖化対策推進法施行規則第5条の2第1項で規定される国基準は、表2-2のとおり。

表 2-2 促進区域に含めることが適切でない認められる区域(国基準)

区 域	区域の設定根拠
・原生自然環境保全地域※ ・自然環境保全地域※	・自然環境保全法
・国立公園/国定公園の特別保護地区・海域公園地区 ・国立公園/国定公園の第1種特別地域	・自然公園法
・国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区※	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
・生息地等保護区のうち管理地区※	・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

※は、策定時点において、県内での指定なし

イ 促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項

表 2-3に掲げる「環境配慮事項」について、「収集すべき情報及びその収集方法」に基づき、必要な情報を収集し検討を行った上で、促進区域を設定すること。

また、地域脱炭素化促進事業において、「適正な配慮のための考え方」が講じられることが確保されるよう、地方公共団体実行計画(区域施策編)に定める「地域の環境の保全のための取組」に位置づけること。

表 2-3 促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項(県基準)

環境配慮事項	環境配慮事項の検討に当たって 収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方(促進区域 の設定に当たって「地域の環境の保全 のための取組」として位置づける、環境 の保全への適正な配慮を確保する適切 な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項			
・騒音による影響	・学校、病院その他環境の保 全についての配慮が特に必 要な施設の分布状況 ・住居の分布状況	・教育委員会 Webサイト ・やまぐち医療 情報ネット ・地図情報 ・その他関係 部局に聴取	・造成等の施工による影響を、回避又は 極力低減する措置を講じること ・騒音による影響が懸念される場合は、 パワーコンディショナ等への囲いや、保 全対象施設等との境界部に壁等を設 置するなどの防音対策を講じること
	・家畜飼養施設及び放牧地 の分布状況	・市町の畜産 主務課に聴 取	
・水の濁りによる影響	・水道原水取水地点の状況	・市町の水道 部局に聴取	・造成等の施工による一時的な水の濁り 等による環境影響を、回避又は極力低 減する措置を講じること ・排水先の河川等に水道原水取水地点 や漁業権の設定、農業用水の利用等 が認められる場合は、沈砂地や濁水処 理施設等を設置するなど、適切な濁水 発生防止策を講じるとともにその管理 を徹底すること ・濁水等による河川・地下水への影響に ついては、必要に応じて調査を行い、措 置を講じること
	・排水先の利用状況(漁業 権、農業用水、山水・地下水 の飲用利用等)	・県水産振興 課Webサイト ・山口県ため 池マップ ・関係部局等 に聴取	
	・家畜飼養施設の分布状況	・市町の畜産 主務課に聴 取	
	・河川等の公共用水域の環 境基準、水質状況	・山口県環境 白書参考資 料集	

環境配慮事項	環境配慮事項の検討に当たって 収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方（促進区域 の設定に当たって「地域の環境の保全 のための取組」として位置づける、環境 の保全への適正な配慮を確保する適切 な措置）
	収集すべき情報	収集方法	
・重要な地形及び 地質への影響	・世界文化遺産の構成資産・ 構成要素 ・国・県・市町が指定する地 形、地質に関する天然記念 物	・EADAS ・山口県文化 財保存活用 大綱 ・市町の担当 部局に聴取	・原則として当該場所を避けた事業計画 にすること
	・ジオパークの地形・地質学 的重要性を有するサイトや景 観	・ジオパーク Webサイト ・ジオパーク推 進協議会に 聴取	・ジオパークの運営団体であるジオパー ク推進協議会から聴取し、原則としてそ のサイトへの設置や景観を損なうこと がないよう配慮するとともに、ジオパー ク認定への影響を与えないことがないよ う措置を講じること
・土地の安定性への 影響	・土砂災害警戒区域	・山口県土砂 災害ポータルWebサイト （山口県土 砂災害警戒 区域等マッ プ）	・当該区域は、土砂災害が発生するおそ れがあることから、土砂災害に備えた 適切な事業計画にすること
	・災害履歴	・市町の関係 部局に聴取	・事業区域内及びその周辺において、降 雨などによる地すべり、崩壊、土石流等 の災害が過去にあった場合には、その 土地の特性を十分に認識するとともに 、土地の安定性について適切に必要な 調査を行い、事業実施に伴い再度災 害を誘発させないように、適切な整備 を行うこと
・反射光による影響	・学校、病院その他環境の保 全についての配慮が特に必 要な施設の分布状況 ・住居の分布状況	・教育委員会 Webサイト ・やまぐち医療 情報ネット ・地図情報 ・その他関係 部局に聴取	・事業地の周囲に植栽を施すこと、太陽 光の反射を抑えた仕様のパネルを採 用すること、又はアレイの配置又は向 きを調整することなど、保全対象施設 や住宅の窓、畜舎等に反射光が差し 込まないよう措置を講じること
	・家畜飼養施設及び放牧地 の分布状況	・市町の畜産 主務課に聴 取	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項			
・動物の重要な種及 び注目すべき生息 地への影響 ・植物の重要な種及 び重要な群落への 影響 ・地域を特徴づける 生態系への影響	・国指定鳥獣保護区※ ・県指定鳥獣保護区	・県自然保護 課Webサイト	・当該区域の改変面積をできる限り小さ くした事業計画にすること
	・植生自然度の高い地域（植 生自然度9,10） ・特定植物群落 ・巨樹・巨木林	・EADAS	・原則としてその生育場所を避けると ともに、その周辺の生育環境の保全に 必要な条件（水象、日照等）を確保 した事業計画にすること
	・国・県・市町が指定する天然 記念物	・山口県文化 財保存活用 大綱 ・市町の担当 部局に聴取	・事業区域内に希少動植物種の繁殖 や重要な生息地、群落が存在する場 合は、原則として当該場所を避ける とともに、その周辺の生息・生育環 境の保全に必要な条件を確保した事 業計画にすること

※は、策定時点において、県内での指定なし

環境配慮事項	環境配慮事項の検討に当たって 収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方(促進区域 の設定に当たって「地域の環境の保全 のための取組」として位置づける、環境 の保全への適正な配慮を確保する適切 な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
<ul style="list-style-type: none"> 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 植物の重要な種及び重要な群落への影響 地域を特徴づける生態系への影響 	<ul style="list-style-type: none"> 国内希少野生動物種の生息状況 県指定希少野生動植物種 環境省レッドリスト、県レッドリスト 	<ul style="list-style-type: none"> 環境省レッドリスト 山口県レッドリスト2018 レッドデータブックやまぐち2019 中国四国地方環境事務所、県自然保護課に聴取 	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域内に希少動植物種の繁殖や重要な生息地、群落が存在する場合は、原則として当該場所を避けるとともに、その周辺の生息・生育環境の保全に必要な条件を確保した事業計画にすること <p>(促進区域の設定に当たり、当該区域内に希少野生動植物種の生息・生育地がないか、市町から関係機関への聴取が必要)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 重要里地里山 重要湿地 重要海域 藻場の分布状況 生物多様性重要地域 昆虫類の多様性保護のための重要地域 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 中国四国地方環境事務所に聴取 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に先立ち、配慮を必要とする対象の現況と保全措置について聴取するとともに、必要に応じて調査を行い、措置を講じること
	<ul style="list-style-type: none"> 自然再生の対象となる区域 	<ul style="list-style-type: none"> 自然再生協議会に聴取 	
	<ul style="list-style-type: none"> ジオパークの生物学的重要性を有するサイトや景観 	<ul style="list-style-type: none"> ジオパークWebサイト ジオパーク推進協議会に聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ジオパークの運営団体であるジオパーク推進協議会から聴取し、原則としてそのサイトへの設置や景観を損なうことがないように配慮するとともに、ジオパーク認定への影響を与えないよう措置を講じること
人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項			
<ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響 	<ul style="list-style-type: none"> 国立/国定公園の普通地域 県立自然公園の普通地域 	<ul style="list-style-type: none"> 県自然保護課Webサイト 	<ul style="list-style-type: none"> 眺望点や稜線、斜面上部、高台等、周囲から見通せる場所は極力避け、やむを得ずそのような場所を選定する場合は、事業地の周囲に植栽を施すこと、周辺部の森林を残すこと、又は低反射や低明度・低彩度のパネルや付帯設備にすることなど、周辺景観との調和に配慮すること
	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画区域 	<ul style="list-style-type: none"> 市町の景観計画 	<ul style="list-style-type: none"> 市町の景観計画との整合を図ること
	<ul style="list-style-type: none"> 景観重要建造物 景観重要樹木 景観重要公共施設 	<ul style="list-style-type: none"> 市町の担当部局Webサイト 	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画に定められた指定の方針等を踏まえ、その良好な景観に損なわれないよう、必要な措置を講じること
	<ul style="list-style-type: none"> 有形文化財 有形民俗文化財 記念物 	<ul style="list-style-type: none"> 山口県文化財保存活用大綱 市町の担当部局に聴取 	<ul style="list-style-type: none"> 保護されている文化財に影響がないか関係機関と事前協議し、必要な措置を講じること

環境配慮事項	環境配慮事項の検討に当たって 収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方(促進区域 の設定に当たって「地域の環境の保全 のための取組」として位置づける、環境 の保全への適正な配慮を確保する適切 な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
・主要な眺望点及び 景観資源並びに主 要な眺望景観への 影響	・ジオパークの歴史・文化的 重要性を有するサイトや景観	・ジオパーク Webサイト ・ジオパーク推 進協議会に 聴取	・ジオパークの運営団体であるジオパー ク推進協議会から聴取し、原則としてそ のサイトへの設置や景観を損なうこと がないよう配慮するとともに、ジオパー ク認定への影響を与えないことがないよ う措置を講じること
・主要な人と自然と の触れ合いの活動 の場への影響	・長距離自然歩道	・EADAS	・当該場所の改変を避けた、又は改変面 積をできるだけ小さくした事業計画に すること
	・自然海浜保全地区	・県自然保護 課Webサイト	・当該区域の改変を避けた、又は改変面 積をできるだけ小さくした事業計画に すること
その他、地域の自然的社会的条件又は地域脱炭素化促進施設の種類の種類、規模その他の事項に応じて環境の保全 への適正な配慮が確保されるように特に考慮が必要と判断する事項			
・その他	・地区計画の区域	・市町の都市 計画図	・事業区域が地区計画の区域内である 場合には、地区計画で定められた目 標・方針及び地区整備計画に従い、適 切な配慮を行うこと
	・農用地区域内農地 ・甲種農地 ・第1種農地	・市町の担当 部局、市町の 農業委員会 に聴取	・農業振興上支障とならないよう留意す ること
	・地域森林計画対象森林	・県森林企画 課Webサイト	・森林法に定める地域森林計画対象森 林において開発行為を行う場合は、土 砂災害の防止、水害の防止、水の確保 、環境の保全の観点から、必要な措 置を講じること
	・津波災害警戒区域 ・高潮浸水想定区域 ・洪水浸水想定区域	・県河川課 Webサイト	・事業区域内に左記区域が含まれる場 合は、設備の浸水リスクがあることを考 慮すること
	・要措置区域及び形質変更 時要届出区域の指定の有 無(土壌汚染対策法)	・県環境保健 所、下関市環 境政策課に 聴取 ・県環境政策 課Webサイト	・要措置区域又は形質変更時要届出区 域において工事を行う場合、人の健康 被害の発生を防止するため、汚染の除 去等の必要な措置を講じること
	〔設置後の維持管理計画及 び事業終了後の処分計画 の有無〕		・検討した環境配慮の対策について定 期的に状態を確認するなど、適切な維 持管理計画及び体制を検討すること また、事業終了後の設備の放置や不法 投棄を防ぐため適切な撤去・処分・リサ イクル等について計画すること

EADAS:環境アセスメントデータベース (Environmental Impact Assessment DAtabase System)

<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>

なお、地球温暖化対策推進法施行規則第5条の2第2項及び第3項で規定される国基準は、それぞれ表2-4及び表2-5のとおり。

表2-4 考慮すべき区域(国基準)

国立公園/国定公園の普通地域を除き、県基準の促進区域に含めることが適切でない認められる区域(表2-1)に規定(国立/国定公園の普通地域は、表2-3に規定)

概要	区域	区域の設定根拠
環境保全の支障を防止する観点から再エネ設備の立地のために環境保全の観点から一定の基準を満たすことが法令上必要な区域について、立地場所や施設の種類・規模等が当該区域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること	・国立公園/国定公園(特別保護地区・海域公園地区、第1種特別地域を除く)	・自然公園法
	・生息地等保護区のうち監視地区※	・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	・砂防指定地	・砂防法
	・地すべり防止区域	・地すべり等防止法
	・急傾斜地崩壊危険区域	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	・保安林(航行目標保安林を除く)	・森林法

※は、策定時点において、県内での指定なし

表2-5 考慮すべき事項(国基準)

概要	考慮すべき事項
環境保全の支障を防止する必要性が高いものの性質上区域での規制がなじまないため区域での規制が行われていない事項について、環境の保全の支障を及ぼすおそれがないと認められること	・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第4条第3項に基づく国内希少野生動植物種の生息・生育への支障
	・騒音その他の生活環境への支障

第3章 基準の見直しについて

本計画で掲げる目標及び関連する施策の実施状況並びに本県の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、県基準の見直しを適宜行うものとします。

なお、示した国基準(表2-2、表2-4、表2-5)は参考情報であり、適宜、最新情報の確認が必要です。

山口県環境生活部環境政策課

〒753-8501 山口市滝町1番1号

TEL: 083-933-2690 FAX: 083-933-3049

E-mail: a15500@pref.yamaguchi.lg.jp

HP: <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/38/20644.html>